

国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
|--|---|------|
| <p>本則 (倫理監督者) 第14条 (略) 2 倫理監督者は、理事(総務・財務担当)をもって充てる。</p> | <p>本則 (倫理監督者) 第14条 (略) 2 倫理監督者は、理事(総務・<u>渉外</u>担当)をもって充てる。</p> | |

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)
 この規程は、令和2年4月1日から施行する。